

相続ニュース

Vol.0134

2017年3月27日(月)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

相続人がいない

はじめに

人が亡くなった時、亡くなった人の財産は相続人で分割されます。しかし、必ずしも相続人がいるとは限りません。このように、相続人がいない場合、財産はどのような扱いになるのでしょうか。

相続財産管理人の選任

被相続人に法定相続人がいない場合、遺言書が残されていないければ、相続財産は行き場がなくなってしまう。そこで、家庭裁判所は、利害関係人等が請求することによって、被相続人の財産の管理を行う「相続財産管理人」を選任し、選任の公告を行います。管理人は選任の公告後から最低2ヶ月間、相続財産の保存・管理を行いながら相続人が現れるのを待ちます。

相続債権者等に対する請求申出の公告

相続人が現れなければ、管理人は相続債権者や受遺者(遺言で、遺産の贈与を受ける者と指定された人)などすべての利害関係人に対して、2ヶ月以上の期間を定めて債権の申し出を行うように公告します。

相続人搜索の公告

まだ相続人が現れないようであれば、清算手続きと並行して、家庭裁判所は管理人の請求により6ヶ月以上の期間を定めて相続人搜索の公告をし

ます。誰からも申出がなければ、相続人がいないことが確定します。

特別縁故者への分与

債権者等へ弁済しても財産が残る場合、被相続人と同居していた内縁の妻、療養看護に努めた者、特別の縁故があった者は、3ヶ月以内に家庭裁判所に請求することで財産を相続することができます。

共有者への分配

特別縁故者等への分与が終わり、なお財産が残る場合は、共有者へ帰属されます。これは、共有持分の財産が対象になります。

国庫へ帰属

共有者へ配分しても、まだ財産が残っていれば、その財産は、国庫に帰属します。つまり、財産は国のものになります。

おわりに

相続人がいない場合、最終的に財産は国庫に帰属してしまいます。しかし、遺言書があれば、遺言書が優先されます。もしも財産を残したい人がいるのであれば、遺言書を作成してはいかがでしょうか。